

規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十七号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの規定中「㊦」を削る。

様式第五号中「㊦」を削る。

様式第六号から様式第八号までの規定中「㊦」を削る。

様式第九号中「㊦」を削る。

様式第十号及び様式第十一号中「㊦」を削る。

様式第十二号中「㊦」を削る。

様式第十三号中「㊦」を削る。

様式第十四号を次のように改める。

有料老人ホーム設置届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出に係る施設の設置者

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

老人福祉法による有料老人ホームを設置したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び設置予定地
 - 2 事業開始の予定年月日
 - 3 施設の管理者の氏名及び住所
 - 4 施設において供与をされる介護等の内容
 - 5 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - (1) 建物（規模及び構造）
 - (2) 設備
 - (3) 土地（敷地の面積及び借地等の有無）
 - 6 施設の運営の方針
 - 7 入居定員及び居室数
 - 8 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
 - 9 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
 - 10 その他
 - (1) 設置者の登記事項証明書又は条例等
 - (2) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けたことを証する書類
 - (3) 設置者の直近の事業年度の決算書
 - (4) 職員の配置の計画を記載した書類
 - (5) 8の前払金について保全措置を講じたことを証する書類
 - (6) 8の前払金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容
 - (7) 長期の収支計画を記載した書類
 - (8) 入居契約書及び重要事項説明書
- 添付資料
- (1) 5の詳細を記載した土地及び建物の平面図、建物の立体図及び立面図並びに設備の配置図
 - (2) その他知事が必要と認める書類

様式第十五号及び様式第十六号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十三号まで、様式第十五号及び様式第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。